

柏崎市小規模事業者経営支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、マイナス影響を受けている小規模事業者（従業員が20人以下の事業者をいう。以下同じ。）に対し、補助金を交付することで、事業の継続を支援することを目的とする。

(手続)

第2条 補助金の交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 市内の小規模事業者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から同年12月まで（国が新型コロナウイルスの収束を宣言した場合は、その宣言日を含む月まで）の間のいずれかの月（以下「売上減少月」という。）の売上高等が、前年同月と比較して30%以上減少している者。ただし、業歴3か月以上1年1か月未満の者又は前年以降の店舗増加等によって売上高等の前年同月との比較が困難な者においては、以下のいずれかと比較することができる。
 - ア 売上減少月を含む前3か月間の平均売上高
 - イ 令和元年12月の売上高
 - ウ 令和元年10月から12月までの平均売上高
- (3) 次に掲げる取組のうち、いずれかを実施した者
 - ア 令和2年1月24日以降、全従業員の雇用の継続
 - イ 新型コロナウイルス感染症対策に係る設備導入、広告宣伝又は新規事業の立上げ等の取組
 - ウ 市内事業者との取引等地域経済循環の促進に係る取組
 - エ その他市長が認める取組を行った者。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、10万円とする。ただし、売上減少月の売上高等と前年同月（第3条第2号ただし書を適用した場合は、その額）の売上高を比較し、20万円以上減少している場合は、10万円を加算する。

2 この要綱による交付は、一つの補助対象者につき1回限りとする。

3 申請における売上減少月においては、第1項ただし書に該当しなかった者のうち、その後更に売上げが減少し、その後の月のいずれかの月において第1項ただし書の条件を満たす月がある場合は、その月を売上減少月として、前項の規定にかかわらず、2回目の申請をすることができる。この場合補助金の交付申請額は、10万円とする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、売上減少月の末日から3か月以内に柏崎市小規模事業者経営支援補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）に第3条第2号に掲げる内容を証明する書類及びその他市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査の上、交付又は不交付の決定を行い、交付する場合にあっては柏崎市小規模事業者経営支援補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記第2号様式）により、交付しない場合にあっては柏崎市小規模事業者経営支援補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

2 前条の規定による申請を行った者（以下「申請者」という。）に市税等の滞納がある場合、申請者が今後市税等を納付する意思を表し、市長が特に認めた場合に限り、規則第4条第3号ただし書を適用し、補助金を交付することができる。

（交付の時期）

第7条 この補助金の交付は、前条の決定をした日から起算して7日以内の日とする。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 3 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和 3 年 5 月 3 1 日までの間は、なおその効力を有する。

附 則 (令和 2 年 (2 0 2 0 年) 5 月 2 1 日 一 部 改 正)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の柏崎市小規模事業者経営支援補助金交付要綱 (以下「新要綱」という。) の規定は、令和 2 年 (2 0 2 0 年) 4 月 2 4 日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の様式による用紙で現存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

(申請の特例)

3 この要綱施行の際現に改正前の柏崎市小規模事業者経営支援補助金交付要綱の規定により補助金を申請し、交付決定を受けた者 (以下「改正前交付決定者」という。) のうち、新要綱第 4 条第 1 項ただし書の適用を受ける者 (以下「ただし書適用者」という。) に対しては、第 5 条の規定にかかわらず、職権により既に交付決定した補助金との差額を追加で交付決定し、指定された口座に振り込むものとする。

4 改正前交付決定者で、当該申請における売上減少月においては、ただし書適用者に該当しなかった者のうち、その後更に売上げが減少し、その後の月のいずれかの月において新要綱第 4 条第 1 項ただし書の条件を満たす月がある場合は、その月を売上減少月として、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、2 回目の申請をすることができる。この場合において、補助金の交付申請額は、10 万円とする。